

漁業就業・定着化のための資格取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の漁業生産を支え、漁業協同組合の組織の基盤となる新たな担い手の定着や独立を支援するため、県内の新規漁業就業者に対して、操業に必要となる資格の取得に要する経費を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び補助率)

第2条 補助の対象となる事業、交付対象者、経費、補助率は別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(申請書の提出期日等)

第3条 規則第3条第1項の規定に基づく申請書（第1号様式）の提出期日は知事が別に定めるものとする。

2 前項の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 資格取得に要する費用がわかるもの（パンフレット、料金表、見積書等）
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(暴力団排除)

第4条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下

「補助事業者」という。)が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を経済警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第5条 規則第5条の規定による条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合、若しくは完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更等の承認)

第6条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、事業変更(中止、廃止)承認申請書(第2号様式)に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書は、実績報告書(第3号様式)に次の書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月10日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

- (1) 資格取得に係る経費の支払いを証する書類
- (2) 資格取得に係る講習または試験を受講または受験したことがわかる証明書等
- (3) 資格を取得したことを証する書類(免許証の写し等)
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 第3条第3項ただし書の規定により交付申請した補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第4号様式）により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の整備等）

第10条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

2 補助事業者が法人その他の団体である場合であつて、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第11条 補助事業者は、住所又は氏名（所在地又は名称）を変更したときは、速やかに文書をもって、その旨を知事に届け出なければならない。

（書類の経由）

第12条 規則及びこの要綱の規定により、補助事業者が書類を知事に提出する場合は、就業地域の漁業協同組合を通じて提出しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 知事は、補助事業者が次に掲げる条件に該当した場合は、交付した補助金の全額の返還を命ずるものとする。

(1) 補助事業者が本補助金により資格を取得した後、県内で漁業就業を3年以上継続しなかった場合。なお、病気や災害等やむを得ない場合はこの限りではなく、個別の事情により判断する。

(2) 虚偽の申請等を行った場合

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付等に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年6月2日から施行する。

別表（第2条関係）

事業名	補助対象となる事業者	補助対象経費	補助率
<p>漁業就業・定着化のための資格取得支援事業</p>	<p>県内の漁業就業者のうち、漁業に就業してから3年以内で、本事業によって資格を取得した後に県内で3年以上漁業就業を継続する者</p>	<p>小型船舶操縦士免許の取得に係る経費のうち、次に掲げるもの。 （ただし、湖川小出力限定、特殊小型船舶操縦士を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講習会受講料 ・受験料（国家試験手数料、身体検査手数料） <p>ただし、講習受講料・受験料とも1回のみを対象とする。</p>	<p>1 / 3 以内。 ※予算の範囲内</p> <p>ただし、1件の補助額の上限を50,000円とする。</p>